

平成28年度補助金見直し結果表

番号	補助金名称	担当課	一次評価 (担当課)		二次 評価 対象	二次評価 (検討委員会)	当初予算
			判定 区分	見直し 方向性		見直し 方向性	見直し 方向性
1	政務活動費補助金	議会事務局	5	現行維持	○	廃止	現行維持
2	委員会運営費補助金	議会事務局	5	現行維持	○	廃止	廃止
3	地域防災推進事業補助金	総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
4	自主防災活動補助金	総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
5	北茨城市たばこ販売協力会補助金	税務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
6	地区集会施設修繕料補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
7	地区集会施設借地料補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
8	街路灯設置費補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
9	大好き北茨城ネットワーク協議会補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
10	認定子ども園・保育園運営費補助金	子育て支援課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
11	病後児保育事業費補助金	子育て支援課	2	現行維持		—	現行維持
12	人間ドック補助金（特別会計）	保険年金課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
13	脳ドック補助金（特別会計）	保険年金課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
14	高萩地方家族会運営事業補助金	健康づくり支援課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
15	日立食品衛生協会補助金	健康づくり支援課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
16	中山間地域農業観光連携支援事業補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
17	中山間地域等直接支払事業費補助金	農林水産課	2	現行維持		—	現行維持
18	多面的機能支払事業費補助金	農林水産課	2	現行維持		—	現行維持
19	北茨城市耕畜連携推進協議会補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
20	機構集積協力金	農林水産課	3	現行維持		—	現行維持
21	北茨城市水産振興協議会補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
22	浅海増殖事業補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
23	淡水魚増殖事業補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
24	水産加工業育成振興補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
25	北茨城市観光協会補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
26	天心遺跡記念公園等保護管理費補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
27	ノルディック・ウォーキング事業補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
28	全国あんこうサミット事業補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
29	市町村金融保証料補給金補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持

番号	補助金名称	担当課	一次評価 (担当課)		二次 評価 対象	二次評価 (検討委員会)	当初予算
			判定 区分	見直し 方向性		見直し 方向性	見直し 方向性
30	市企業誘致審議会補助金	商工観光課	5	現行維持	○	10%削減	費用変更
31	生ごみ処理器等設置補助金	生活環境課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
32	北茨城市山林防火普及協会補助金	消防警防課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
33	北茨城市中学校体育連盟選手派遣補助金	教育総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
34	各種体育連盟選手派遣費補助金	教育総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
35	朝鮮学園運営費補助金	教育総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
36	科学の祭典補助金	学校教育課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
37	雨情の里星まつり事業費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
38	大津コミュニティセンター管理運営委員会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
39	ヒロシマで学ぶ平和への旅運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
40	青少年健全育成北茨城市民の会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
41	北茨城市民各種大会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
42	中学校野球選抜対抗戦北茨城大会運営補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
				42本		35本	40本
				0本		1本	0本
				0本		0本	0本
				0本		0本	1本
				0本		2本	1本

判定区分が1～4のものにつきましては、義務的な補助金のため二次評価の対象外となります。

- 1：法令等により市が補助することが義務付けられているもの
- 2：国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの
- 3：財源の全額が特定財源であり、一般財源を伴わないもの
- 4：他市町村、他団体との協議等により市の負担が決定しているもの

※ 通常、平成29年度の要望額がないものにつきましては見直し対象から除外しますが、No.6 地区集会施設修繕料補助金、No.34各種体育連盟選手派遣費補助金は、制度自体の検討をするため見直しの対象としています。→地区集会施設修繕料補助金については、ヒアリングにおいて要望額追加あり。